

定例総会 会議録

令和元年7月

令和元年7月9日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 令和元年7月9日(火)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時53分
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 掲司、中嶋 道博、
市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、
小嶋 保徳、石田 弘司 12名

欠席 今中 睦美、古橋 隆三 2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、糸井 久和、和田 隆、
田中 茂嗣、溝口 喜順、品川 泰志、荻野 有信 9名

欠席 枘田 益一 1名

合計 出席 21、欠席 3名

事務局員 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第9号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第10号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
- 日程第5 議案第11号 農用地利用配分計画に係る意見について

〔藤井会長〕 おはようございます。足元が悪い中御苦勞様です。本日は内容もた

くさんあるようですので、スムーズな進行をお願いします。それでは議事に入ります。

最初に、出席委員ですが、24名中21名です。欠席委員は、今中委員、古橋委員、柘田委員です。過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名します。吉田委員、小嶋委員、よろしくをお願いします。

[藤井会長] 次に、日程第2 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。

[小山主査] お手元の資料3ページをお願いします。

議案第8号です。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」、下記の申請人より農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

大字溝尻※※番地、登記簿地目は田、面積は※※㎡です。

権利種別は、3条の有償移転となります。

譲渡人は、※※様、※※様は既にお亡くなりになり、相続放棄されており財産管理人が譲受人となっております。申請事由は、相続放棄された申請地を買い受けたいためです。備考に記載しておりますが、譲受人は譲渡人が生前まで貸借関係にあった土地です。

具体の場所は、4ページに地図を、また、5ページに現地の写真を付けております。

6ページをお願いします。本案件に係る調査書となっております。第2項第5号下限面積についてですが、宮津市の下限面積30aを超える※※㎡となっております。第2項第7号の地域調和についてですが、申請地は、譲受人の事業所に近接し、周辺農地の農業上の利用に特段影響を及ぼさないものと考えております。現地立会は、6月25日に宮崎職務代理、和田推進委員、小西事務局長及び小山主査で行いました。

議案第8号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

[藤井会長] ただいまの説明に関連し、担当委員より補足説明を受けます。宮崎職務代理から説明をお願いします。

[宮崎職務代理] 本来、古橋委員の持ち場ですが、代理で私に対応しております。

備考にあるとおり、今までから貸借関係にあり、問題ないと考えます。

〔藤井会長〕 御意見、御質問等はありませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 議案第8号につきまして、異議なしと認めて許可してよろしいか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 それでは、議案第8号については許可することとします。次に、日程第3 議案第9号「非農地証明交付申請について」説明をお願いします。

〔小山主査〕 資料7ページをお願いします。議案第9号です。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4件ございます。1番、字上司※※番地、所有者は※※様。地目は畑、面積は※※㎡、所有者は※※様、非農地の事由ですが、平成18年以降から耕作をされていません。

2番です。字上司※※番地、地目は畑、面積は※※㎡、所有者は※※様、非農地の事由ですが、平成20年以降から耕作をされていません。

3番です。字江尻※※番地、ほか2筆で、地目はいずれも田、面積は3筆合わせて※※㎡、所有者は※※様、非農地の事由ですが、昭和61年以降耕作をされていません。

4番です。字中津※※番地、地目は畑、面積は※※㎡、所有者は※※様、非農地の事由ですが、昭和2年以降耕作をされていません。

具体的場所は、地図を1番は9ページに、2番は10ページに、3番は11ページに、4番は12ページとなっております。また、現地の写真は13ページの上段に、長らく墓地の駐車場として使用されていた形跡があります。2番はその下段で市民球場の下、栗田トンネルを出たところです。3番は14ページの上段に、ここ最近、非農地証明が続いているところです。4番はその下段に掲載しておりますが、写真の日陰になっているところが申請地です。

議案第9号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 議案第9号について補足説明をお願いします。1番、2番、4番は中嶋委員に、3番は宮崎職務代理にお願いします。

〔中嶋委員〕 6月25日に事務局長と現地立会をしております。1番の土地は、隣接は墓地で周囲への影響はないと考えます。2番の土地は、かねてから非農地証明をしており、その隣接地です。4番は、護岸の後側にあたるところで昭和2年以降耕作されていないというところで周辺への影響についても問題なく、非農地やむなしと考えますので、よろしく申し上げます。

〔宮崎職務代理〕 14ページの写真のとおりこの辺り一帯は葦原になっており問題ないと考えます。

〔藤井会長〕 それでは、議案第9号について何か御意見、御質問等ございませんか。4件まとめて申し上げます。

(意見なし)

〔藤井会長〕 議案第9号につきまして、証明書を交付してよろしいか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 議案第9号につきましては、証明書を交付します。

〔藤井会長〕 次に、日程第4 議案第10号「農用地利用集積計画（利用権設定）について」及び日程第5 議案第11号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とします。今回は、農地中間管理機構を介した農地の貸借の設定について、市長より意見を求められています。お手元にあります配付資料のとおり、議案第11号の当事者である和田推進委員は、ここで一旦、御退席をいただきますようお願いいたします。

〔小山主査〕 15ページをお願いします。議案第10号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について議決を求めます。今回2件ございます。1番の案件は、農地中間管理機構を介した貸借です。16ページの1番の案件と同じ筆となっております。貸借期間が9年4ヶ月となっておりますが、今回の申請地と隣接する筆で10年という設定になっており、隣接する土地と終期を合わせております。

2番は通常の利用権設定となっております。利用権設定の期間は、4月から

の経過期間3か月を差し引いて4年9か月という表記となっており、具体の貸借期間は、向こう5年、令和6年4月14日までとなっております。簡単ではございますが、議案第10号及び議案第11号に係る説明は以上となります。御意見を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 これより、議案第10号及び第11号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第10号については決定し、第11号については意見なしと認めます。和田推進委員の入室をお願いします。

〔藤井会長〕 以上で、議事日程は全て終了しました。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 萩井 忠

委 員 小嶋保徳

委 員 吉田 進

記 録 者 小西 正樹

